

はじめに

必要にして十分な医療をどのように提供するかという医療保障システムの構築は、医療サービスを供給するデリバリーの領域と、医療サービスに対するファイナンスの領域とをどのように調和させるかという問題でもある。そこでは医療サービスの需要と供給の側面に関連することから、多くの利害関係者が登場するとともに、それぞれの歴史的・社会的背景も異なるため、医療保障のあり方は国に応じて異なり、時代に応じて変化する。

それにもかかわらず、医療費の増加傾向は世界各国に共通する政策課題であり、日本もその例外ではない。むしろ、少子高齢化の進行により、他国に比べて問題はより深刻ともいえる。そこで、世界各国の医療保障システムを明らかにすることによって、日本の医療保障の特徴を再確認するとともに、日本の医療保障制度を見直す視点を探り出そうというのが本書刊行の基本的な意図である。

医療保障は、財源調達（ファイナンス）と医療サービスの提供（デリバリー）との連係により実現されるため、各国の状況に応じてさまざまな体制が生み出される。とはいえ、多様な医療保障体制も、公的医療保険、国民保健サービスおよび民間保険主導という3つの類型に分類できる。

本書では、日本を含め、オーストラリア、デンマーク、フランス、ドイツ、韓国、オランダ、イギリス、アメリカ合衆国、台湾を主な検討対象とした。このほか、EU加盟国に対する規制のあり方をみるためにEUを取り上げ、コラムという形でカナダ、中国、シンガポールを簡潔に紹介した。

これらの諸国を先に示した3つの類型に応じて分類したうえで、次のような順で検討した。出発点は当然ながら日本である。これに続いて、公的医療保険の類型に分類される諸国をドイツ、フランス、韓国、台湾、中国の順に検討した。次に、第2の類型である国民保健サービス型の諸国をイギリス、オースト

ラリア、デンマーク、カナダと考察した。そして、アメリカ合衆国、オランダ、シンガポールを民間保険主導型に該当するものとして、検討を加えている。

最後に、EUを取り上げたが、世界の医療保障というタイトルを付す本著において、EUはやや異質な存在であろう。たしかに、医療保障体制あるいは医療保障制度はドメスティックな制度であり、国内法に基づく各固有の制度といえる。しかし、グローバリゼーションの波は医療分野にも波及し、資本・企業活動の国際化、人および財の国際移動によって、新たな課題を抱えている。日本も例外ではない。このため、半世紀にわたり、ヒト・モノ・カネについてのさまざまな域内国境障壁を取り除く営みを続けてきたEUにおいて、社会保障制度、特に医療保障体制に関して、いかなる「調整」を図ってきたのかを検討することとした。

以上のような諸国および組織を検討の対象とする本書では、横断的な比較検討の便宜を図るために、基本的枠組、根拠法、適用対象、当事者関係、給付、診療報酬、財源構成、医療提供体制という8項目に基づいて、各国の医療保障体制を紹介することとした。

社会保険方式すなわち公的医療保険型と比較するとき、医療保障にかかる費用徴収と資源配分・アクセス保障とを制度的に明確に切り離す点に、国民保健サービスの最大の特徴があるとしても、以上の8項目は、医療保障体制に共通の分析軸となりうる。したがって、このような項目立ては、各国の制度内容に応じて多少の変更はあるものの、医療保障体制の3類型を横断的に比較検討する視点を提供するとともに、同じ類型にあっても制度内容に大きな違いが存在することを明らかにする補助線ともなる。

本書は、日本社会保障法学会第58回大会『医療制度改革の到達点と今後の課題』（2010年10月、於：東京経済大学）を機に研究会を重ねてきた報告者グループが中心となって企画されたものである。大会における報告では、保険者のあり方、保険給付の範囲、医療提供体制に関する法制度、人材確保の課題および医療安全対策という広範な領域を取り上げた（学会報告の成果については、日本

社会保障法学会編『虐待・暴力に対する法制度／医療制度改革』（社会保障法第26号参照）。

学会報告を通して痛感したのは、各国の医療保障体制を比較検討している文献・情報が十分ではなく、また、その制度の根本にある法ルールが必ずしも明確にされていないことであった。医療技術が日進月歩で変化することにも影響を受けて、医療保障体制はある意味、日常的に制度改正を余儀なくされるから、制度横断的な研究業績を刊行した時点での情報の劣化が始まるという側面も否定できない。また、1つの国を対象に一定の問題関心から検討する文献は、数多くとまではいかないにしても、それなりの蓄積がなされている。しかし、各国の医療保障体制をいわば世界横断的に通観したものは、2000年代以降は見あたらないように思われる（週刊社会保障編集部編『欧米諸国の医療保障』（法研、2000年）、OECD編著・阿萬哲也訳『世界の医療制度改革』（明石書店、2006年）などがある）。そこでやや大袈裟な観を否めないが、本書のタイトルを『世界の医療保障』とすることとした。ただ、冒頭でも述べたように、医療保障システムは、デリバリーとファイナンスの相関関係の問題であり、医療計画や診療報酬など、さらに深く検討しなければならない問題も数多い。執筆者一同、そのことは十分認識しているつもりであり、本書はその意味で、医療提供体制に関する比較検討にむけての第一歩と考えている。

最後に、本書の企画から刊行まで、我々をあたたかく支援して頂いた法律文化社の小西英央氏に深く感謝の意を表したい。

加藤 智章

西田 和弘

[付記] なお、本書は科学研究費補助金（基盤研究B「医療費抑制圧力下における診療報酬の適正配分のあり方に関する基礎的研究」課題番号24330014）による研究成果の一部である。